

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（2 日目）

（平成 29 年 6 月 7 日 午後 2 時 15 分）

●議長（小林幸雄） 会議を再開いたします。

質問に入ります前に、二つほど、訂正と保留に対する答弁がございますもので、お願いしたいと思います。

まず、午前中の青柳議員の質問に対しまして、北村事務長から訂正がございますので、お願いいたします。北村事務長。

■病院事務長（北村政光） 院内処方と院外処方のご質問のところ、院内処方の点数につきまして 68 点というふうに申し上げましたが、実はこの 68 点というのは、院外処方に出した時の病院の処方箋料でございまして、院内処方の点数につきましては 59 点の誤りですので、申し訳ございません、訂正させていただきます。

●議長（小林幸雄） 次、先ほどの湊議員の質問に対して保留がございます。松木建設水道課長からお願いしたいと思います。はい、松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） 先ほどの質問の中で、協議会の構成メンバーということでございました。市町村、というか町の町長ですね、それからあと地域の住民の方、また議会の議員さん、それから関係する建築とか不動産関係の学識経験者という方を、構成メンバーとするということで考えております。以上です。

●議長（小林幸雄） 課長、メンバーと、人数、ということになっているんですが、人数の方、分かったら、どうぞ。

■建設水道課長（松木哲也） 人数はこれから要綱を作成する際に、検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

●議長（小林幸雄） 以上でございます。それでは進行いたします。

通告の 10 永原和男議員。

- 1 共謀罪法案についての見解は
- 2 病院新築に向けた取組は
- 3 来年にせまった国保広域化への対応は
- 4 世帯主 9 割給付制度を 75 歳以上のみなさんにも拡大することを提案します

議席番号 8 番・永原和男議員。

◆ 8 番（永原和男） 議席番号 8 番・永原和男です。

まず、共謀罪の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案の国会審議が会期末を迎え、

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（2 日目）

まさに緊迫をしています。いわゆる共謀罪法案について、町長の見解を求めます。

はじめに、共謀罪法案が、町民生活に及ぼす影響や問題点について、町長の見解を伺います。簡潔に、ひとつよろしくお願いします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 永原議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。今まさに国会での、共謀罪法案と言いますか、テロ等準備罪を新設する関係法令、法律が審議されております。その中で、このいわゆる共謀罪関係で町民に及ぼす影響はどうかということですが、私は、いろいろと、簡潔にと言われても簡潔に答える能力は持っていないので、面倒な答弁をさせていただかざるを得ないなと思っております。

要は、いろいろと多分、議員もご懸念があつてのご質問かというふうに思いますけれども、多くの国民の皆さん方にもいろいろな疑念と言いますか、あることも事実だということも、私もマスコミ等々で承知をしております。そういう中で、直接この法律に関わって、それぞれの、今、議員からおっしゃれば町民の生活に影響するのかどうかと、私は具体的なことで影響があるかどうかということまでは承知しておりませんが、少なくともそういったことの中で、法律の趣旨に沿った影響というのは、通常の場合にはないだろうというふうに思っております。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 町長は、共謀罪法案、町民への生活の影響はないだろうという話がありました。それでは、一步踏み込んで質問したいと思います。

共謀罪法案が審議されたはじめの頃は、町民のみなさんの中に、テロに対する罪を新しくつくるんだから、テロ等準備罪というこのネーミングからテロを防止するんだからいいんじゃないかという世論があつたというふうに思います。ところが、金田法務大臣が「保安林でキノコを採ると共謀罪の対象になる」、「お花見で弁当とビールを持っている人は観光客だが、双眼鏡と地図を持っていれば共謀罪により処罰の対象」とこう答弁したことにより、町民のみなさんは、日常的な行為も共謀罪の対象になるのかと心配をしました。そして、国会の会期末となり、今はそれが不安となって広まっています。

このように、町民の日常的行為も共謀罪の対象になることについて、踏み込んだ町長の見解を求めたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 私は、いわゆる現法務大臣が、どのような答弁をされたかどうかも承知はしておりませんが、そしてまたその前後のあり方、いわゆる議論のあり方についても十分承知はしておりません。仮にそういうふうに捉えられるというふうにした場合に、十分な適切な表現での説明ではなかったんじゃないかなと言わざるを得ないと

ということだけであります。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 町長は、明るい町づくりを目指しています。この明るい町は、ネオンや街灯でできるものではないと思っています。日常生活で自由に物が言え、自由に行動ができる。こうしたことの積み重ねが、明るい町づくりにつながるというふうに思います。

政府見解では、労働組合や住民運動団体も共謀罪の対象となり得るというものであります。共謀罪に触れるのではないかと思えば、自由に物が言えなくなる。自由に活動することができなくなってしまいます。その結果、町民生活を含め社会全体が疑心暗鬼になり萎縮させられてしまいます。その結果、町民生活を含め社会全体が心配して、この町民生活を含め社会全体が疑心暗鬼になり、萎縮させられて町民のみなさんがさせられることを町民のみなさんが心配をし、この未来に不安を抱いているんだというふうに思います。

ここで、町民の声を紹介をしたいと思います。治安維持法で、逮捕されたことのある男性は次のように述べています。「二度と暗黒な世界に戻してはいけない」。こういうふうに話をしてくれました。また私と同世代の女性は、草刈を手伝う中学 2 年生の孫を見て「私はもう先が見えてきた。あの子が大人になった時のことが心配」。こう言っていました。40 代の女性は、「共謀罪ってよく分からない。安倍さんや与党が、急いで決めてしまおうとしている。その事が怖い」。こう言っています。

町長これは町民の声であります。議会の中から町民のみなさんに答えていただきたい。重ねて、共謀罪法案について町長の見解を求めます。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） まさにこの法律の目的というのは、私の言うのが正しいのかどうか、ご批判もいただきたいのですが、国際的な犯罪防止ということが、前提として言われているわけでございます。そしてまたそのことをもって、組織的な重大な事件を事前に防ぐんだと、こういうことが一番の大きな目的かなと思うのですね。ある面では、私も今ご紹介いただいた 40 代の人と同じなんです。中身的に、私も正直なところよく承知していない部分もあります。例えば法律的に、先ほどの、あるマスコミ、277 の法律関係の中で影響してくると、こういうようなことは拝見しました。元々は目的というのは、先ほど言ったようなことを目的として、国民全体の安心安全のための法律を議論されているんだろうと。そのことはやっぱり、国会としてその立場にある立法府が真剣に議論を重ねて、慎重な結論を出すべきだろうというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私は、横川町長は政治的な姿勢に関して、答弁を避ける傾向がある

と思うんですよ。私が今、町民の声を紹介したんです。町民の声を正面から受け止めて、町長として私は責任ある答弁を期待していたんです。こういうふうに抽象的に答えるということは、見解を述べるということは、私は町長として、きつい表現ですが、いささか問題があるんじゃないかというふうに思います。

ちなみに地元紙が、松本の菅谷昭市長、こう言っています。言っているということを経元紙が報道していました。その、戦前に思想や言論弾圧に利用された治安維持法と重ねて、危ぶむ市民の声を受け止めて、次のように述べたというんですね。「いつか来た道だ」と、「戦前のいろいろな状況を考えると心配がある。慎重な議論を求める。」こういうふうに菅谷市長は述べたというようなことを報道しております。

町長、私さっき失礼なことを言いましたが、菅谷市長のこういう見解、私これに近いような見解は、町長もお持ちなんだと思うんですよ。もう一度、ひとつ見解を述べていただきたい。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 申し訳ないんですが、私は実は治安維持法もしっかりと勉強した記憶もございませんので、その辺を重ねて申し上げるわけにいかないんです。と同時に、菅谷松本市長のお話をされましたけれども、市長は市長としての個人の見解として申し上げたところでございますし、私はむしろ、今置かれている日本国内の安全というものに対して、どういうふうな状況に置かれているかということも一つの大きな視点として、一国民としても捉える必要がある。したがって、その中でいろいろな疑念がある、国民の中にもある、そのことについては、まさに疑念を払拭する慎重な議論を求めたいということを申し上げているんです。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 国民の中にも町民の中にも、慎重な審議を求める意見があると、信濃町の町長としてそれを受けて、国会の場でも慎重な審議を希望するんだと、そういう答弁であったというふうに思います。私は、町長の、そういう町長としてのそういう思いを早急に述べていただければ、なるほどと、いうふうに思ったわけですが、今の町長の見解を受け止めさせていただいて、次の質問に移ります。

次は、病院の新築に向けた取組であります。私は古くなった信越病院は、早期に建て直すべきだという立場であることを最初に明確にした上で、信越病院の開設者である町長に、これから伺っていきたいというふうに思います。これ単に町長じゃないんです。開設者なんですから、お願いします。

まず、病院工事を始める前に、私は完了しておかなければならない三つのことがあるというふうに思っています。

ひとつは、住民合意。ふたつ目は、医師や看護師をはじめとしたマンパワーの確保のめどを付けておくこと。三つ目は、資金作りです。

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（2 日目）

今までの町長の行ってきた病院の新築に向けた取組を、私も監視をさせていただいたわけですが、優先しなければならない住民合意が後回しになっていると思います。病院建替えの合意形成を、どのように進めていこうとしているのか、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 病院のみならず、町の大きな事業も含めて実施するということになりますと、当然に住民の皆さんのご理解もいただかなきゃいけない。思いもお聞きしなければいけない。このことは当然のことだというふうに思います。

そこで今、議員からは三つのポイントと言いますか、ということでお話いただきましたけれども、私は順序はともかくとして大事な要素であろうというふうに思っております。今、住民の皆さんの意見を聞く、合意を得るこの段階に、いつどういうふうな行動を取るかということで、私ども執行側として慎重に対応しているところでございます。

基本的にはやっぱり、これだけと言いますか、予想される大きな事業でございますので、当然に財政の裏付けがなくてはいけないということで、議会のご理解も頂いて基金の積立を使用させていただいていると、こういうところでございます。

いよいよ、どのような方法で進むかというようなことだと思うのですが、それにはまず青写真の基と言いますか、というのはやっぱり必要だろうと。このことは我々、先ほど開設者というふうに言われましたけれども、開設者の立場であり、あるいは長の立場で両方考えても、そのことが大変重要だということで、当面またそういったことでは関係の皆さん方による、今年度からプロジェクト的に立ち上げて、事務的内部の検討を始めさせていただきたい。こういうふうに思っているところでございます。

その上で、その上で、青写真の手前のものできた段階で、今の言う住民の皆さん方にも、いろいろなご意見を頂戴しながら、具体的な行動に移すべく段取りを進めていきたいと、こういうことを思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 今町長が、内部にプロジェクトチーム、PTを立ち上げるという話でありました。内部ということは、役場の職員の中と、そういうことと私は受け止めたんですがまた、質問の中でも触れさせてもらいます。町の福祉と医療の中心的機能を果たす部署が、町立信越病院です。建て替える病院が、どのような医療を町民に提供するのかを明確にして、町民合意形成を目指すことが病院建替えの、私はスタートになるというふうに思っています。この点については、今の町長の答弁をお聞きして、大きな違いはないだろうというふうに思うわけであります。

一方、国は社会保障費削減を容赦なしに進めています。その一つとして、地域医療構想の策定を各県に求め、全国の 11.6 パーセントに当たる 15 万 6000 床の入院ベッドを削減するとしています。長野県は約 3600 床削減する計画です。削減率は、全国平均を上回り 17.6 パーセントになっています。更に厚労省は、今年の 12 月までに病院名を挙げて、具体的な決定を迫ってくるのが予想されます。加えて知事が、公的医療機関に

空きベッドの削減を命令できる、こうした法律まで作っています。信越病院も対象になるものであります。まさに今までにない状況下での病院建替え問題があります。

それで、町長もそういうことを踏まえて、内部にPTを立ち上げ検討していくということなんだろうというふうに思います。私のここまでの認識が違っていたら、答弁の中で訂正してください。それで、今、青写真というような話がありました。青写真というのはどういう程度の写真なんですか。マスタープランではないことは私も分かりますが、その青写真の主な骨子について答弁願いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 基本的に将来的にあるべき姿、そしてまたある程度の、具体的に言えばベッド数も含めて規模の問題、あり方の問題等々含めて一つの青写真、と言ったって、その何と言いますか、そういう表現として申し上げさせていただいた、考え方のまとめとしてそのことを申し上げて、いろいろなご意見も頂戴してやっていくのが筋だろうというふうに思っているところでありますので、そんなふうなご理解をお願いしたいなというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） これは町長、あれでしょうか。私もこのPTは期待をしたいと思います。それで、ゴールはある程度切ってやるわけですか。例えば、来年の3月末までとか、再来年の3月末までとかですね、再来年の3月末までは長すぎると思いますが、ゴールをどういうふうに置いているのか、お示しをしていただきたいと思います。

それから、規模だとか、あり方について町長、触れられましたが、このPT、プロジェクトのチームの中で検討する際に、私、町民のみなさんへのアンケートみたいなものを考えているか伺いたいと思うのです。昨年度、議会の特別委員会で、私もその一員でしたが、これはその特別委員会で議論をして、アンケートを取るかということも議論したんですよ。しかし、特別委員会の委員の議員が、直接町民と話をして、委員会で用意をした項目についてお聞きしようじゃないかということで、確か500名でしたね、450名、の町民のみなさんから、意見をいただきました。本当に切実なものもあります。それから、こんなにも町立病院に期待をしているのかという思いもあります。辛口な意見もありました。しかし、それは私はそれは、十分に町民の病院に寄せる思いとして、参考になるものだというふうに、私もその議員の一人、委員の一人として、その作業に関わって思ってきたところであります。

質問に戻りますが、国は信越病院に病床の削減を迫ってくるというふうに思います。そして、ベッドの削減で医療が更に遠のいて重症化につながることで、本当に危惧されています。国の悪政で厳しい状況下にはありますが、私は決して八方ふさがりではないというふうに思っています。病院の建替えを含めた医療体制の充実を目指し、打つ手が一つだけあると、私は今考えています。それは、地域包括ケアシステムを作り上げて、機能させることではないでしょうか。今、日本中で、有効にこのシステムが機能してい

るところは、私は今のところはないというふうに思っています。真の地域包括ケアシステムを作り上げて機能させることと、病院を建て替えることを並行して進めていく。地域包括ケア日本一の町づくりを目指す取組が、この厳しい現状を打開していく唯一の道であるというふうに考えますが、町長の見解を求めます。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） はい、まず前段で、そのPTがゴールを求めているのかということでございます。私、事の案件が案件だけに、あまり早急な結論と言いますか、早く欲しいんですよ、欲しいんですが、あまりそのことを締め切ってしまうと、自由に、しかも本当の綿密に、良い中身の結論が得られないだろうという心配もしているわけでございます。したがって、慎重かつ、上がりとすればできるだけ早めにとということで、今思っているわけでございます。特に何年何月までにということは、今の段階では指示はしてございません。

そのアンケートはどうかと、こういうことでありますが、これは例えば、そういった経過の中で必要だということの判断が出てくれば、当然にそういうこともありうることだろうなというふうに思います。

それからもう一つは、その地域包括ケアシステムの、まさにこの日本の他の模範となる信濃町の特徴を生かす、そういった組織作りと言いますか、どうかと求めることが良いのではないかと、こういうことでございますが、私は例えば今の今までの経過、この病院問題に対する経過というのは、議会の皆さん方も十分ご承知なことで、私のなる前の前任のトップが、あり方検討委員会ということで諮問されて、私になってから答申をいただいた。それからまた何と言いますか、昨年度、議員おっしゃるように、地域医療構想の問題も新たにまた出てきていると。更にまた厚生労働省の方の元の方としても、一つの方向性が出ています。また議会でも、先ほど言いましたように、議会の特別委員会として、アンケートも含めて云々というお話がございました。その中でも、その一つに地域包括ケアシステムという言葉も使いながら、議会提案と言いますか、ということで提案もいただいているわけです。

それらも含めて、総括的にどういう方向性が良いのか、何よりも、何よりも医療という事だけに限れば、やっぱり町民の皆さん方が本当に最初にかかりたいと思ったときにかかれる、その医療体制というのが非常に大事だろうというふうに思っているんですね。専門性になりますと、今の時代ですから、そこまでは求める必要も、ある面ではないんだろうというふうに思いますし、そういった部分からすれば、合わせて今の地域包括ケアシステム、地域の中で信濃町が本当に、介護を含めて、医療介護福祉等々含めて、しっかりと連携ができる、そしてこの町の住民として適切なサービスを受けられる、そういうことを求めていく必要があるだろうと。決して私は、今、永原議員さんが言われる日本一かどうかはともかくとして、地域包括ケアシステムというものを、どうそこに組み合わせていくかということは大変な要素になるだろうなというふうには思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） まず三点、材料に議論を深めたいと思いますが、一つは町長、地域包括ケアシステムの策定です。これは今、担当課長、第 7 期の介護保健事業計画・老人福祉事業計画の策定に入っていると思うのですね。そのことも町長、ご承知ですよね。私はこの策定の中で、地域包括ケアシステムを研究するという。私、これは参考にするのはいいですが、限界があると思っているんですよ。介護保健事業計画と老人福祉計画を作るという二つの荷物を背負っている人に、更に大きな地域包括ケアシステムも作ってくれというのは限界があるだろうというふうに思っています。それで、この P T にも期待をしたんですが、今町長の答弁を聞いてこれ、かなり専門性を有しますよね。かなり、これ町の職員も優秀だというふうには思いますよ。これ町の職員でこういう専門的な部分を深めることができるか、いささかの不安は持っています。ここ、町長どうされるのか。当初予算でも私、委託料が組まれていると思うのですね。その辺がこの辺にどう活かされるのかも含めて、踏み込んだ答弁をお願いをしたいというふうに思います。

それから私、ゴールのことをお伺いいたしました。これは、横川町長の任期があるから聞いているんです。ですから、横川町長のこの 1 期の任期の中で、しかもその任期のなるだけ早いうちの中で、私はその在るべき姿を示していく、在るべく姿を、その町長もその議論に加えて、うん、これならいけるなど、これをもって町民の中に出て合意形成作りをしていこうと、そういうところまでしていく必要があるんだろうと思うのですよ。ご自分の任期等も含めて、もう一度ご答弁願います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） まさにプロジェクトチームを作るというのは、プロジェクトチームの一員のそれぞれの皆さん方は大変なご苦勞と、それから専門性の能力も含めて発揮していただくというふうになると思うのですね。で、一つは、医療分野からすれば、現実、ドクターに加わってもら、それから医療技術者にも当然加わってもら、それから今、財政も含め、あるいは福祉的な要素も含め、職員にはそれぞれの広範囲な分野で加わっていただくということが今描いている一つであります。

そこに、先ほど言いましたが、予算計上の中でもあるんですが、いわゆる委託の分野で、コンサル的な要素の皆さんがどう関われるか。そのことも十分慎重に検討しながらやっていく。

それから私はもう一つは、今、地域医療構想の話が出ましたけれども、やっぱり県がどういうふうな地域医療構想、間違いないように言うておきますけれども、私も保健福祉事務所長が直接こちらにみえられて、内容については報告いただきました。これは、そうは言っても、という思いはあるんですが、決してこれは押し付けじゃないんだということをまず大前提として、検討の結果の報告、まとめをご報告いただいたわけでありませう。そういったことも含めて今、保健福祉事務所長を、ドクターの立場でもありますし、行政の立場でもあります、できれば所長にはメンバーとして加わってほしいと、こ

ういう話は、私の方から今しております。これは決してブレーキとかそういうことではなくて、いろいろなお考えをお聞きしたいということでございますが、それは委員となるか、オブザーバーとしてなるかということでございますが、そんなようなことも今考えている。

それから、結論を出すという、この時期ですね。これやっぱり、議員も事務長経験がおりますから、そう簡単には結論が出ないだろうということを前提とされていると思うのです。私は、私自身は、これは本当に重大な問題で、将来にわたって大変な、大きな問題でもあります。中には、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、「信越病院なんて病院は要らないんじゃないか」というようなお考えの町民の皆さんも、いることも事実なんです。そういう皆さん方と合わせて本当に合意形成をしていく、そのためには、今の一番基の中の合意形成を得る材料としてのものを、しっかりと理論付けも含めて作り上げていかなきゃいけない、これは本当に大変な作業になるだろうなというふうに思っているんですね。

そういう意味では、そういう意味では、このプロジェクトチームの、最低でも、上がりは、上がりは最低でも私の任期中にいただければいいかなという判断であります。1年とかいう区切りじゃなくて、今考えているわけであります。例えばそれが中間的であっても、結論ありきじゃなくて慎重に審議した結果の中間であっても、一つのまとめとしては、そこで出していただく、そんな方向がいいのかなというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） ゴールが示されたんだと思うんですね。それで、確かに今、町長が言うように私も想像します。大変な仕事だというふうに想像します。これ町長、このプロジェクトのチームのトップに立つのは町長ですか。日常的に忙しい町長が、このトップに立てば、なおさら大変だというふうに思うのですが、このプロジェクトの一番のまとめ役、それからどの所まで裾を広げてチームを作ろうとしているのか、そのことを簡単にひとつお願いします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） このチームのトップを誰にするかと、どういう立場にするかということですが、今考えているのは副町長にお願いしようかなと、こういうことでございます。

どの範囲までその一員とするかと、こういうことですが、先ほどから言いますように、どうしてもやっぱり介護も福祉も、それから医療も、いろいろなことを考えますと、当然財政も含んでくる話ですよ。そういうことを考えますと、自ずとそういう範疇になってくるのかなというのは、核になるのはですね、そういうことになってくるだろうなというふうには思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 町長がまだそこまで固まりきってないということは、私、それでいいと思います。ひとつ急いでやってもらいたい。大体イメージが掴めました。副町長、任務が一つ増えましたが、やっぱり開設者の意向を受けて広い分野で職員の知恵を集める、そういうことにひとつ邁進していただきたいということを期待いたします。

私、この6月の病院だよりを見させていただいて、私は、森院長先生とは、患者でもありませんので先生の考えを深く承知をする機会がないんですが、私はこれを見て、いい先生が院長になってくれたというふうに私は思いました。私が今言ったような、病院を取り巻く状況の厳しさも先生はうたっています。それから、地域医療計画での懸念も先生はうたっています。それで、医師をはじめ看護師のマンパワーの確保、そのことも先生は指摘しています。私、もう一つ先生が、2年前に来られた先生なんですが、こう言っているんですね。老朽化した病院の建替えも、喫緊の課題だと言っているんです。これ町長、喫緊というのは、喫緊なんですよ。現場の責任者がそういう認識でいてもらっている。加えて私、嬉しいなあと思ったのは、院長はこの町で、予防医療や生涯スポーツを通じた健康作りもやりたい、私はこれ地域包括ケアシステムの一つの柱になるというふうに思うのですよ。是非そういう点で、プロジェクトのトップであります副町長、ひとつ日本一の地域包括ケアシステムを展望して、プロジェクトチームをまとめていただきたいと思いますというふうに強く要望いたします。

次の質問に移ります。2018 年度から、来年ですね、来年度から国保の広域化が実施をされるところであります。国保の広域化について、この広域化の目的について町長はどういう認識でおられるか、初めに伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 基本的には国保のその広域化と言いますか、については、それぞれ今現行やっている各全国の自治体の中でも、国保財政というのは非常に厳しい状態になってきていると。こういうことを、保険者を都道府県にして、何と言いますか規模的にしっかりをして、そしてそのことを運営していきましょと、こういうことが基本かなというふうに思っております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 次の質問に入る前にちょっと町長、保険者は県ですか。これ重要なことですので、確認させていただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 私は保険者は県だというふうに思っていたんです。県と町だというふうに言われているのかな。私も認識が、ちょっと今まで誤っていたのかなというふう

に思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 町長、保険者は信濃町の町長なんです。そして、また担当課長、下で調べてもらえばと思いますが、県は、言ってみれば協同責任者のような立場なんですね。保険者は、自治体の長であるというふうに私も認識をしています。

それで、さっき広域化の目的について町長に聞いたんですが、町長の頭の中には保険者が県であるからということ的前提にした答弁でありました。町長、この広域化されることによって、どういうメリットが出てくるというふうにお考えですか。保険者として、どういうメリットが出てくるんだと。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 私は、一番大きなことは、やっぱり国保財政だと思うんです。財政の的確な立て直しと言いますか、そのことが一番の大きな要因かなというふうに、自分自身では思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 今、国保財政という話がありました。国保財政は、その主要な部分は国保税ですよ。一人ひとりの被保険者が出し合うものであります。それで、伺いたいと思うのですが、広域化することによって、私は保険税は上がるというふうに思っています。町長は今、期待していたのは財政的ということですから、広域化することによって保険税は下がると、そういうふうに期待をしているのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） これ、上がる・下がるというのは、何を基準にして上がる・下がるというか分からないですね。今よりは上がるんじゃないかなというふうに私は思っています。というのは、今よりはというのは、前提がありますよ。この信濃町の国保財政、国保税も数年間ずっとそのままにきているわけですから、そういうことからすれば多分上がるのかなというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私も上がるというふうに心配しているんですね。それで、これは担当課長に聞いた方がいいと思うのですが、課長、保険料率は示されましたでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（2 日目）

■住民福祉課長（高橋 徹） 標準保険料率になろうかと思うのですけれども、まだ県の方から示されておりません。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 保険料率が示されないということですから、具体的な研究・検討ができないんだろうと思います。しかし、保険税を算定する上で、一つ重要な部分となるものとして、応益と応納の分担割合、この分担割合は、私は 51 対 49 に決まったと、51 対 49、これは現行の信濃町の負担割合と同じ負担割合であるというふうに聞いているわけではありますが、それはそれでいいですね。はい。何か違いますか。答弁をお願いします。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 多少の端数というのはあろうかと思うのですが、県の方では 50 対 50 というふうには言われています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私、零点零幾つのお話をしているんじゃないんです。基本的な話をしているんです。それで、私も安堵したのは、負担割合が今のベースと一緒にということ。ここで、町長も情報が入っていたら答弁でお願いしたいと思うのですが、私、うんと心配しているのは、今度広域が合併すると、国保税が上がるなど心配しているんですね。新たに、医療水準という制度をここに導入してくるというんですよ。これは国は、インセンティブという言葉を使っていますが、医療水準の低いところは負担が下がるんですから、ご褒美のインセンティブでしょうが、マイナスの場合には、何と云うんでしょうか、信濃町にとって、私、大変なことになるんじゃないかなと心配しているんですね。担当課長、28 年度の信濃町の医療水準は、全県から見てどうなんでしょうか。調べてもらうようお願いしてあると思うんですが。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） はい。今までは町でこの財政運営をしていましたので、町の国保運営がマイナスにならないような計算の中で、国保税というものを考えておりました。そういった中で、医療水準というような考慮をしてはいませんでした。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 確かに課長の経験の中から言えば、医療水準という概念はないと思

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（2 日目）

いますよ。今度新しく入るんですから。言い換えますが、課長、信濃町の被保険者の医療費は、長野県でどのくらいの位置を占めていますか。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 28 年度の速報になりますが、国保の 1 人当たりの医療費ということで、38 万 4279 円で、県内ですと、市町村の中で 8 番目に高いところとなります。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） これが、新たに保険料率を標準保険料率が決まって、信濃町さんはもっとこれより上げてください、というのがこれで出てくるんだらうということ、私心配しているんですよ。広域化されても被保険者のみなさんは、高い国保の保険料を迫られるんだらうというふうに思います。この辺は早いうちに情報を掴んでいただき、私も議会にも情報提供お願いすると同時に、この辺の事務も広域化の中で、なかなか動きが鈍いようであります。早く情報を得て、試算なり仮計算を進めるようお願いをしたいというふうに思います。

最後に、広域化の問題で、先の議会でも町長に決断を迫ったんですが、町長、この世帯主 9 割給付制度の継続の問題です。ちょっとしばらく考えさせてくれということでありました。もう決断いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） その前にちょっと先ほどの質問で、いわゆる保険者の問題です。これやっぱり、県と町、両者が保険者の立場になるとこういうことですので、私も認識が間違っていた部分がありますし、ひょっとしたら永原議員さんも県と町と両方保険者だという捉えがあったかどうか、そういうことでございます。それで、県が、基本的には県が財政運営を、この国保税の県下の国保財政の運営を行うんだと、こういうふうに変更になるとこういうことでございます。

それから、今、世帯主療養費の関係でしたか、言われたの。9 割給付の関係ですね。私は 30 年度は、今の考えでは、そういう思いであります。ただ、永原議員もしっかりと承知はされていると思うのですが、事の発端、一番最初に制度が立ち上がって町がしっかりと、町が今まで継続していた一番最初の考え方の時代と、随分、時代的な変化、また制度的な変化があるわけでございます。そういったことの中では、100 パーセントこのことを以後ずっと続けていくことが、本当にいいんだらうか、というふうに思っているのも、私の腹の内でもあります。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（2 日目）

◆ 8 番（永原和男） 私はこの件で一般質問させてもらって、いい答えを頂いたと思ったのは、30 年度も世帯主、国保の世帯主の 9 割給付制度は継続していくという話でありました。これ、横川町長の公約の中にもあるんですね。町長は、31 年度も町長をやっているわけですから、ひとつ継続をしていく方向でお願いをしたいと思います。世帯主 9 割給付制度が、広域化という大きな制度改正はあるんだけど、信濃町は継続をしていくということで、非常に歓迎をしたいというふうに思います。

最後に、同じ世帯主 9 割給付制度ですね、75 歳以上の皆さんにも拡大をしてほしいというふうに思うんですね。

町長と基礎的な経過の認識をしたいというふうに思うのですが、この後期高齢者医療制度というのは町長、平成 20 年から始まったんですね。それで今日まできているわけがあります。

それで私、担当の係長にお願いして、29 年の 5 月末現在で、今年の 5 月末現在で、1 割と 3 割負担の人がいるんですが、3 割負担の人は今どのくらいいるの、と聞いたら、56 人だそうです。2 月議会の時に聞いた時よりまた若干増えていますね。

それで、どういう人が 3 割負担になるのかというと、これ所得でいうとなかなか分かりませんから、収入金で見ると、夫婦の場合、夫が収入 425 万、妻が 120 万ということのようです。それで、これも私、年金、75 歳以上の人一般的な状況から考えると、年金収入で 425 万は、これはあり得ないだろうと思うのです。ある程度の事業をやっていると、そういう人だろうというふうに思うわけでありまして。

加えて、この税金の制度というのは、税金の制度と連携して、保険の制度は、町長、前年度の収入金をもって 1 割だ 3 割だと分けるわけですよ。私のところに相談にあった方は、ご商売をやっていた方です。善光寺さんの御開帳の時には景気が良かったと、それで今は景気が、御開帳が終わってからパタッと景気が悪くなって、3 割給付になってきていると。本当に病院に行っても、おっくうだし困っているという話から、私、この話を議会でも届けて、町に再度この実施を迫っているわけでありまして。

それで、前回の議会のときに担当課長が 610 万円の予算が必要だと話がありました。これ担当課長に、私、算出の根拠について聞いたんですが、それは確かに事務的にやればそうだろうというふうに思うのですが、3 割負担というのは、さっき言ったように一定の現役世帯並みの所得がある人なんですよ。それで、現役世帯並みの所得があるという人は、私、家で病で臥している人は少ないだろうと思うんですね。この 5 月末現在、56 人でありますので、課長の方で、その 56 人の状況を調べてみて、よりその辺の後期高齢者世帯主の被保険者の置かれている状況、状態というのも調べていただくことを期待をします。

時間の関係もありますので、町長にお伺いしますが、先ほど、歴史的な経過について共有をしてきたんですが、平成 20 年 3 月 31 日までは同じ仲間だったんですよ。4 月 1 日から制度ができたから、自動的に分けられただけなんですね。もう一度ここで、そういう人たちにも同じ制度に、同じバスに乗れというわけにもいきませんから、世帯主 9 割給付制度を 75 歳以上のグループにも設けましょと、そういうお考えはありますでしょうか。考えで結構です。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 基本的には、結論から申し上げますと、考えはありません。

なぜかという、私はむしろこの議論の発端が、元々町単独でやっている 9 割給付のことを一番の基としているわけですね。この中で、このことは 30 年もやりますよと、こういうふうには先ほど申し上げさせていただきました。今度は制度がいろいろ変わってきて、こういうふうになりました、後期高齢者の 75 歳以上のこういう該当の皆さんにも対象にしてくださいと、こういう話ですね。これはやっぱり、枝の、話の枝なんです。私はむしろ、そういうことをあれするんだったら、永原議員ももう少し違った分野で、9 割給付の国保世帯も、そういう皆さんの中でも、所得の多い皆さんがおられるわけですね。そういうものを、ものと言いますか、そういう方々もおられて、社保の皆さんは 3 割負担しています。国保の皆さんだけこうですというのは、ちょっといかなものかなと、私はどうしても心の中にしこりとして残っている部分なんです。

それは最初の段階では、立ち上げの当初の時は、社保が本人 1 割負担になりましたと、こういう変更があったわけですね、二十数年、30 年くらい前ですか。そしてその時に、国保が 3 割負担だったんです。そこの差について、当時の首長が公約としてやられてきたわけでありまして。その中で、今の経過からして、だんだんだんだん制度が変更になってきているんですね。その制度変更になってきているときに、今までの今までのいいのかというのは、私は一つは首を傾げざる得ない部分でもあるのかなというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私は、枝葉の議論をしたと思っていません。元々、幹は死ぬまで国保だったんです。町の都合で分けたんじゃないんです。国が新しい保険制度をやったから移行せざるを得なかったわけでありまして。町民のみなさんとしては、元々という感情の中では私は考えていくのが正しいだろうというふうに思っています。

75 歳以上の方に、この制度を適用とすることは考えていないということで、非常に残念であります。私、むしろ問題は、その後段の町長の今の答弁です。また、どこかで議論をさせていただきたいと思うのですが、私は今町長の答弁を聞いていて、公約でしたわけですから任期中は渋々やるが、次は分からないよということを私、暗に町長がほめかしたんじゃないかと思うのですが、そういうことを町長、示唆をしたというような政治的意図の発言だったのでしょうか、今のは。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） いや、腹の内はどういうふうに取りられてもいいんですが、私は素直な気持ちとしてそういうふうには申し上げた。公平感というものは果たしてどういうところで、この行政執行責任をもってやっていく立場において何が公平なんだと、いうこと

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（2 日目）

を、やっぱり考えざるを得ないんじゃないかということの、腹の内を申し上げたんです。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 政治家の腹の内というのは一番大事なんです。私は町長のその話を聞いて、ある種の危機感を覚えています。またそのことにつきましては、次の機会に議論をさせていただきたいと思ひますし、私、ひょっとすれば次の町長選の大きな選挙のテーマになってくると思ひます。それも含めて、町長もう一度よく考えていただきたいと思ひます。そのことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

●議長（小林幸雄） 以上で、永原和男議員の一般質問を終わります。

これで、全ての一般質問を終わります。本日の日程は、全部終了いたしました。これで散会といたします。御苦勞さまでした。

（午後 3 時 16 分）